

消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例

(静岡市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の分限に関する条例(平成15年静岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の消防事務の受託に伴う経過措置)

9 平成28年4月1日(以下この項から附則第12項までにおいて「受託日」という。)の前日までに休職を命じられた島田市、牧之原市又は吉田町牧之原市広域施設組合の職員で、受託日において引き続き休職を命じられたものに係る第5条第1項の規定による休職の期間は、受託日前の休職の期間を通算する。

10 受託日の前日までに、島田市又は牧之原市の職員がした行為に対する失職の例外の規定の適用については、島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年島田市条例第21号)又は牧之原市職員の分限に関する条例(平成17年牧之原市条例第29号)の例による。

11 受託日の前日までに、島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、牧之原市職員の分限に関する条例又は職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和56年吉田町榛原町広域施設組合条例第11号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

12 受託日前1年以内に法第28条第2項第1号の規定に該当して休職の処分を受けていた島田市、牧之原市又は吉田町牧之原市広域施設組合の職員の受託日前の当該休職の期間については、第5条第3項本文の規定による減算の対象としない。

(静岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成15年静岡市条例第30号)の一部

を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の消防事務の受託に伴う経過措置)

- 8 平成28年4月1日(以下この項及び次項において「受託日」という。)の前日までに、島田市、牧之原市又は吉田町牧之原市広域施設組合の職員がした行為に対する島田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年島田市条例第23号)、牧之原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年牧之原市条例第32号)又は職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和56年吉田町榛原町広域施設組合条例第12号)(以下この項及び次項において「島田市条例等」という。)の規定による島田市、牧之原市又は吉田町牧之原市広域施設組合の職員に係る減給又は停職の効果で、受託日において引き続き本市に採用された者に係る受託日以後の期間に係るものは、なお島田市条例等の例による。
- 9 受託日の前日までに、島田市条例等の規定によりなされた手續は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第10項を附則第16項とし、附則第9項の次に次の6項を加える。

(島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の消防事務の受託に伴う経過措置)

- 10 平成28年4月1日(以下この項から附則第15項までにおいて「受託日」という。)の前日において島田市、牧之原市又は吉田町牧之原市広域施設組合の職員であった者で受託日において引き続き本市に採用されたもの(以下この項から附則第14項までにおいて「継続採用職員」という。)に係る受託日から平成29年3月31日までの間の年次有給休暇については、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該期間の休暇とし、その日数は受託日の前日までの当該継続採用職員の島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年島田市条例第27号)、牧之原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年牧之原市条例第35号)又は吉田町牧之原市広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年吉田町榛原町広域施設組合条例第1号)(以下附則第12項から第15項までにおいて「島田市条例等」という。)の規定による年次有給休暇の残日数に5日を加えた日数とする。
- 11 受託日の前日までに継続採用職員が島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第2項、牧之原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条第2項又は吉田町牧之原市広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第2項の規定により繰り越され

た年次有給休暇の残日数を有していた場合における当該残日数に相当する年次有給休暇については、第13条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇とみなす。

12 受託日の前日までに、島田市条例等の規定により病気休暇が認められていた継続採用職員で、引き続き病気休暇を認められたこととなるものに対する第14条第2項の規定による病気休暇の期間は、その者に係る島田市条例等の規定による病気休暇の期間を通算する。

13 受託日の前日までに、島田市条例等の規定により特別休暇が認められていた継続採用職員で、引き続き特別休暇を認められたこととなるものに対する第15条の規定による特別休暇の期間は、その者に係る島田市条例等の規定による特別休暇の期間を通算する。

14 受託日の前日までに、島田市条例等の規定により介護休暇が認められていた継続採用職員で、引き続き介護休暇を認められたこととなるものに対する第16条第2項の規定による介護休暇の期間は、その者に係る島田市条例等の規定による介護休暇の期間を通算する。

15 受託日の前日までに、島田市条例等の規定によりなされた手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第4条 静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成22年静岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の消防事務の受託に伴う経過措置)

3 平成28年4月1日(以下この項及び次項において「受託日」という。)の前日までに、島田市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成22年島田市条例第1号。以下この項及び次項において「島田市条例」という。)の規定による自己啓発等休業の承認を受けた島田市の職員で、受託日において引き続き本市に採用された者に係る第3条の規定による自己啓発等休業の期間は、その者に係る島田市条例の規定による自己啓発等休業の期間を通算する。

4 受託日の前日までに、島田市条例の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 静岡市職員の育児休業等に関する条例(平成15年静岡市条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第8項を附則第10項とし、附則第7項を附則第9項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第5項を附則第7項とし、附則第4項を附則第6項とし、附則第3項の次に次の2項を加える。

(島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の消防事務の受託に伴う経過措置)

4 平成28年4月1日(以下この項及び次項において「受託日」という。)の前日までに、島田市職員の育児休業等に関する条例(平成17年島田市条例第28号)、牧之原市職員の育児休業等に関する条例(平成17年牧之原市条例第36号)又は吉田町牧之原市広域施設組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年吉田町榛原町広域施設組合条例第6号)(以下この項及び次項において「島田市条例等」という。)の規定により育児休業又は部分休業の承認を受けた島田市、牧之原市又は吉田町牧之原市広域施設組合の職員で受託日において引き続き本市に採用されたものに係る育児休業又は部分休業の取扱いについては、なお島田市条例等の例による。

5 受託日の前日までに、島田市条例等の規定によりなされた手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例の一部改正)

第6条 静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例(平成15年静岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の消防事務の受託に伴う経過措置)

6 第3条の規定にかかわらず、平成28年4月1日(以下この項において「受託日」という。)の前日までに発生した島田市、牧之原市又は吉田町牧之原市広域施設組合の職員であった者で受託日において引き続き本市に採用されたものに係る災害が、受託日以後同条各号に掲げる法律又は条例の規定に基づき、公務上の災害又は通勤による災害と認定された場合であっても、当該職員等に対する見舞金は、支給しない。

(静岡市職員退職手当支給条例の一部改正)

第7条 静岡市職員退職手当支給条例(平成15年静岡市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第20条の4の次に次の1条を加える。

第20条の5 平成28年4月1日(以下この条において「受託日」という。)の前日において島田市、牧之原市又は吉田町牧之原市広域施設組合の職員であった者で、受託日において引き続き本市に採用されたもの(以下附則第14項において「継続採用職員」という。)に係る島田市、牧之原市又は吉田町牧之原市広域施設組合の職員としての在職期間は、この条例

の在職期間に通算する。

附則第10項及び第13項中「附則第22項」を「附則第23項」に改める。

附則第24項中「附則第14項から第17項」を「附則第15項から第18項」に改め、同項を附則第25項とし、附則第18項から第23項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第17項中「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第16項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とし、附則第13項の次に次の1項を加える。

(島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の消防事務の受託に伴う経過措置)

14 平成28年4月1日(以下この項において「受託日」という。)の前日において島田市、牧之原市又は吉田町牧之原市広域施設組合の職員であった者で受託日において引き続き本市に採用されたものに係る受託日の前日までにおける勤続期間の計算の取扱いについては、なお島田市職員の退職手当に関する条例(平成17年島田市条例第44号)又は静岡県市町総合事務組合退職手当条例(昭和37年静岡県市町組合告示第9号)の例による。

(静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第8条 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(平成15年静岡市条例第283号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第226号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項中「静岡市に」を「法第9条第1号の規定に基づき、」に改める。

第3条第1項中「静岡市に」を「法第9条第2号の規定に基づき、」に改め、同条第2項の表中

「

静岡市湾岸消防署	静岡市清水区横砂408番地の13	清水区の区域のうち愛染町、田町、宮下町、辻三丁目、矢倉町、袖師町、西久保、横砂、西久保一丁目、横砂東町、横砂南町、横砂西町、横砂本町、横砂中町、伊佐布、庵原町、尾羽、草ヶ谷、杉山、原、広瀬、茂畑、山切、吉原、興津東町、興津井上町、興津清見寺町、興津中町、興津本町、承元寺町、谷津町一丁目、谷津町二丁目、八木間町、小島町、小島本町、小河内、宍原、立花、但沼町、大平、清地、河内、茂野島、高山、葛沢、土、中河内、西里、布
----------	------------------	--

		<p>沢、和田島、蒲原、蒲原一丁目、蒲原二丁目、蒲原三丁目、蒲原四丁目、蒲原神沢、蒲原小金、蒲原新栄、蒲原新田一丁目、蒲原新田二丁目、蒲原堰沢、蒲原中、蒲原東、由比、由比阿僧、由比今宿、由比入山、由比北田、由比寺尾、由比西倉澤、由比西山寺、由比東倉澤、由比東山寺、由比町屋原及び由比八千代の区域</p>	
<p>静岡市日本平消防署</p>	<p>静岡市清水区村松625番地の4</p>	<p>清水区の区域のうち堂林二丁目、上二丁目、梅田町、梅が岡、岡町、下清水町、南岡町、神田町、中矢部町、月見町、大沢町、川原町、北矢部、船越、船越町、船越一丁目、船越二丁目、船越三丁目、南矢部、船越南町、船越東町、清水町、本町、松井町、港町一丁目、港町二丁目、美濃輪町、八千代町、日の出町、築地町、富士見町、入船町、北矢部町一丁目、北矢部町二丁目、幸町、三光町、庄福町、清開一丁目、清開二丁目、清開三丁目、村松地先新田、新緑町、沼田町、日立町、緑が丘町、宮加三、村松、村松原一丁目、村松原二丁目、村松原三丁目、向田町、村松一丁目、上力町、駒越、増、蛇塚、駒越北町、駒越東町、駒越南町、駒越中一丁目、駒越中二丁目、駒越西一丁目、駒越西二丁目、港南町、殿沢一丁目、殿沢二丁目、迎山町、折戸、折戸一丁目、折戸二丁目、折戸三丁目、折戸四丁目、折戸五丁目、三保、草薙の一部及び馬走の一部の区域</p>	を
			」
<p>静岡市湾岸消防署</p>	<p>静岡市清水区横砂408番地の13</p>	<p>清水区の区域のうち愛染町、田町、宮下町、辻三丁目、矢倉町、袖師町、西久保、横砂、西久保一丁目、横砂東町、横砂南町、横砂西町、横砂本町、横砂中町、新丹谷、伊佐布、庵原町、尾羽、草ヶ谷、杉山、</p>	
			「

		原、広瀬、茂畑、山切、吉原、興津東町、興津井上町、興津清見寺町、興津中町、興津本町、承元寺町、谷津町一丁目、谷津町二丁目、八木間町、小島町、小島本町、小河内、宍原、立花、但沼町、大平、清地、河内、茂野島、高山、葛沢、土、中河内、西里、布沢、和田島、蒲原、蒲原一丁目、蒲原二丁目、蒲原三丁目、蒲原四丁目、蒲原神沢、蒲原小金、蒲原新栄、蒲原新田一丁目、蒲原新田二丁目、蒲原堰沢、蒲原中、蒲原東、由比、由比阿僧、由比今宿、由比入山、由比北田、由比寺尾、由比西倉澤、由比西山寺、由比東倉澤、由比東山寺、由比町屋原及び由比八千代の区域	
静岡市日本平消防署	静岡市清水区村松625番地の4	清水区の区域のうち堂林二丁目、上二丁目、梅田町、梅が岡、岡町、下清水町、南岡町、神田町、中矢部町、月見町、大沢町、川原町、北矢部、船越、船越町、船越一丁目、船越二丁目、船越三丁目、南矢部、船越南町、船越東町、清水町、本町、松井町、港町一丁目、港町二丁目、美濃輪町、八千代町、日の出町、築地町、富士見町、入船町、北矢部町一丁目、北矢部町二丁目、幸町、三光町、庄福町、清開一丁目、清開二丁目、清開三丁目、村松地先新田、新緑町、沼田町、日立町、緑が丘町、宮加三、村松、村松原一丁目、村松原二丁目、村松原三丁目、向田町、村松一丁目、上力町、駒越、増、蛇塚、駒越北町、駒越東町、駒越南町、駒越中一丁目、駒越中二丁目、駒越西一丁目、駒越西二丁目、港南町、殿沢一丁目、殿沢二丁目、迎山町、折戸、折戸一丁目、折戸二丁目、折戸三丁目、折戸四丁目、折戸五丁目、三保、草薙の一部及び馬走の一部の区域	に
静岡市島田	島田市旗指	島田市及び榛原郡川根本町の区域	

消防署	513番地の1	
静岡市牧之原消防署	牧之原市波津191番地1	牧之原市の区域のうち大江、大沢、大沢一丁目、大寄、男神、片浜、鬼女新田、黒子、西山寺、相良、汐見台、菅ヶ谷、須々木、中西、西萩間、波津、波津一丁目、波津二丁目、波津三丁目、東萩間、蛭ヶ谷、福岡、松本、女神、和田、落居、笠名、地頭方、地頭方一丁目、新庄、堀野新田、白井の一部及び牧之原の一部の区域
静岡市吉田消防署	榛原郡吉田町住吉1386番地の5	牧之原市の区域のうち静岡市牧之原消防署の管轄区域以外の区域及び榛原郡吉田町の区域

改める。

(静岡市火災予防条例の一部改正)

第9条 静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を附則第16項とし、附則第11項を附則第15項とし、附則第10項を附則第14項とし、附則第9項中「第12項」を「第16項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第8項の次に次の4項を加える。

(島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の消防事務の受託に伴う経過措置)

9 平成28年4月1日（以下この項から附則第12項までにおいて「受託日」という。）の前日までに廃止前の島田市火災予防条例（平成20年島田市条例第65号）、牧之原市相良地域火災予防条例（平成24年牧之原市条例第20号）又は吉田町牧之原市広域施設組合火災予防条例（昭和56年吉田町榛原町広域施設組合条例第31号）（以下これらを「廃止前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

10 受託日の前日において、島田市、牧之原市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の区域において現に存する劇場等の屋内の客席については、当該劇場等の改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合を除き、第53条第2号の規定は、適用しない。

11 受託日の前日において、廃止前の条例及び廃止前の条例の一部を改正する条例の附則に置かれた経過措置に関する規定の適用を受けている法律関係は、この条例により生じたも

のとみなす。この場合において、同規定中に適用を留保し、又は除外するものとして引用されている廃止前の条例の規定は、この条例の相当する規定に読み替えるものとする。

12 受託日の前日までにした廃止前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお廃止前の条例の例による。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。